

◎佐賀県条例第42号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> （職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の110</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略

第2条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> （職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行

改正前	改正後
<p>政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。